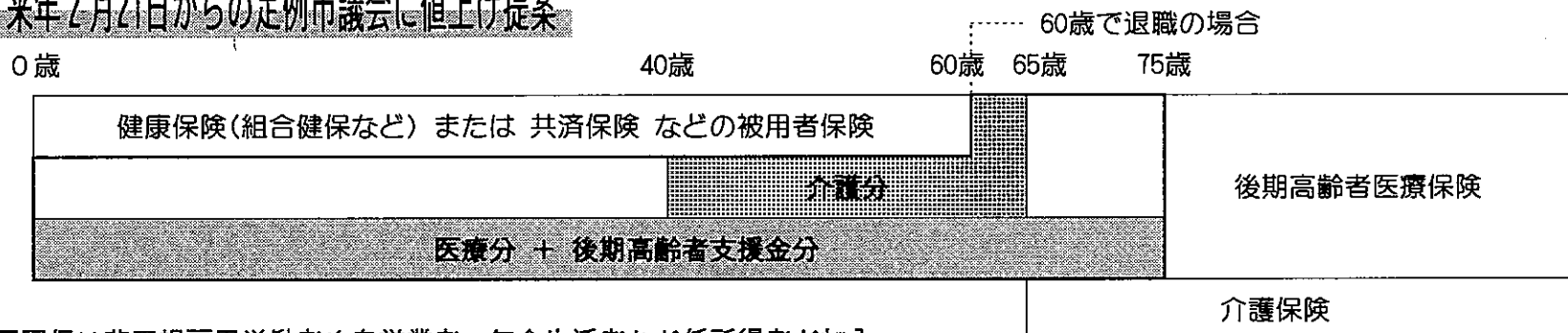


国保税一昨年に続き大幅値上げ

2013年12月22日(日)
日本共産党・板倉真也

来年2月21日からの定例市議会に値上げ提案



■国保は非正規雇用労働者や自営業者、年金生活者など低所得者が加入

国民健康保険は、健康保険や共済保険などの被用者保険に加入していない労働者や非正規雇用労働者、自営業者、退職者、年金生活者などが加入しており、低所得者が多くを占めている。世帯の所得階層は、年間所得が200万円未満が72.33%を占め(未申告世帯含む)、150万円未満で見ても61.96%にのぼっている(2012年度賦課分)。現行の税率においてさえも、所得の1割近くを国保税に支払うものとなっており、現在でも低所得者を中心に国保税の滞納世帯が生まれている。これ以上の負担増は、生活をいっそう脅かすものとなる。

国保税加入世帯の所得区分			世帯平均 国保税額(年)
所得区分	世帯数	割合	
非課税および未申告	6,365	29.67%	20,879円
50万円未満	2,199	10.25%	25,971円
50万円～100万円未満	2,175	10.14%	62,570円
100万円～150万円未満	2,553	11.90%	92,244円
150万円～200万円未満	2,225	10.37%	125,224円
200万円～300万円未満	2,630	12.26%	171,902円
300万円～400万円未満	1,338	6.24%	240,051円
400万円～500万円未満	687	3.20%	311,294円
500万円～600万円未満	333	1.55%	363,873円
600万円～700万円未満	232	1.08%	427,733円
700万円～800万円未満	143	0.67%	503,919円
800万円～900万円未満	109	0.51%	529,335円
900万円～1,000万円未満	72	0.34%	565,225円
1,000万円以上	391	1.82%	641,437円
合計	21,452	100.0%	115,095円

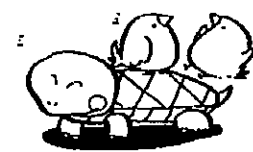
2012年度

滞納世帯の所得区分	滞納世帯数	滞納世帯割合
非課税および未申告	528	8.3%
50万円未満	851	38.7%
50万円～100万円未満	366	16.8%
100万円～200万円未満	812	17.0%
200万円以上	706	11.9%
合計	3,263	15.2%

2012年度の現年度調定分

計算の仕方
非課税および未申告」の場合は、
滞納世帯数
528 ÷ 6,365 = 8.3%
世帯数

滞納世帯の平均割合



■被保険者一人平均、年間で9,530円の値上げ

今回の値上げ案は、被保険者全員にかかる『医療分』が「所得割額」を0.3%アップ、「均等割額」を年間4,000円アップ、一方で、「資産割額」は7.5%引き下げるといったもの。同じく被保険者全員にかかる『後期高齢者支援金分』では「所得割額」を0.29%アップ、「均等割額」を年間1,000円アップといったもの。40歳から64歳までの被保険者にかかる『介護分』では、「所得割額」が0.8%アップ、「均等割額」が年間5,700円アップといったもので、合計の値上げ率は40歳から64歳の被保険者が10.72%、それ以外の被保険者は7.11%となり、総額で2億6,822万2千円の増税になるというもの。被保険者一人平均で見ると、年間で9,530円(2012年度決算の被保険者数で計算)の増税になる。小金井市はこの値上げ案を来年2月21日開会の3月市議会に提案する予定。

医療分(被保険者全員が対象)			
	改定前	改定後	差
所得割額	4.50%	4.80%	0.30%

後期高齢者支援金分(被保険者全員が対象)			
	改定前	改定後	差
所得割額	1.66%	1.95%	0.29%

資産割額	15.00%	7.50%	▲7.5%	均等割額	13,000円	14,000円	1,000円
均等割額	17,000円	21,000円	4,000円	賦課限度額	140,000円	140,000円	0円
平等割額	6,600円	6,600円	0円	応能割49.60% : 応益割50.40% ⇒ 応能割50.85% : 応益割49.15% 引上げ率 10.62%			
賦課限度額	510,000円	510,000円	0円	応能割66.30% : 応益割33.70% ⇒ 応能割62.31% : 応益割37.69% 引上げ率 5.70%			

介護分(40歳から64歳までの被保険者が対象)			
	改定前	改定後	差
所得割額	1.10%	1.90%	0.80%
均等割額	10,300円	16,000円	5,700円
賦課限度額	120,000円	120,000円	0円

所得割額 = 給与所得や営業所得、年金所得に賦課される
 資産割額 = 土地や家屋などの固定資産に賦課される
 均等割額 = 国保加入者全員に賦課される
 平等割額 = 国保加入の世帯単位で賦課される
 賦課限度額 = 年間の国保税徴収額の上限

応能割52.24% : 応益割47.76% ⇒ 応能割51.49% : 応益割48.51%
引上げ率 52.66%

全体	
40歳から64歳までの被保険者 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分 = 10.72%の引上げ	
上記以外の被保険者 医療分 + 後期高齢者支援金分 = 7.11%の引上げ	
応能割60.68% : 応益割39.32% ⇒ 応能割58.05% : 応益割41.95%	
引上げ合計額	2億6,822万2千円(被保険者一人平均 9,530円/年額)

2012年度

国保世帯数	21,452世帯 (小金井市の世帯数の37.95%)
国保被保険者	32,343人 (小金井市民の27.78%)

■国保加入者全員に賦課される「均等割」を大幅値上げ

今回の値上げ案で特に深刻なのは、生まれたばかりの赤ん坊にまで一律で賦課される均等割が『医療分』『後期高齢者支援金分』双方で引き上げられるということ。下表で明らかのように、小金井市の国保加入世帯の若年層で国保税の収納率が低い状況が見受けられる。国保に加入しているということは、健康保険や共済保険などの被用者保険に加入できない非正規雇用労働者などの低所得者が多くを占めていると考えられ、今回の値上げが実施されれば、これら若年層を含む低所得世帯の貧困化を加速するものとなる。

国保加入世帯の年齢構成			国保加入世帯の滞納状況			国保税 収納率
年齢構成	世帯数	構成比	世帯数	滞納割合	構成比	
～19歳	33	0.16%	11	33.33%	0.34%	56.01%
20歳～29歳	2,330	11.32%	807	34.64%	24.73%	64.34%
30歳～39歳	2,829	13.74%	803	28.38%	24.61%	78.06%
40歳～49歳	2,599	12.62%	658	25.32%	20.17%	82.88%
50歳～59歳	2,634	12.79%	453	17.20%	13.88%	87.28%
60歳～69歳	4,960	24.08%	408	8.23%	12.50%	94.84%
70歳～79歳	4,275	20.76%	114	2.67%	3.49%	98.57%
80歳～89歳	796	3.87%	7	0.88%	0.22%	99.00%
90歳以上	135	0.66%	2	1.48%	0.06%	99.49%
	20,591	100%	3,263	15.2%	100.0%	90.13%

2013年5月末時点

2012年度の現年度調定分
滞納世帯の平均割合



非正規雇用労働者など低所得の若い世帯にとっては、国保・年金の保険料を支払うと、手元には生活保護基準以下の生活費しか

残らない状況になることも想定される。しかもアパート暮らしともなれば家賃も納めなければならず、事態は深刻。若い世帯で収納率が下がるのは必然。

若年層に限らず一定の所得のある世帯にとっても、今回の国保税値上げ内容は、家計に大打撃を与える。被保険者全員にかかる『医療分』『後期高齢者支援金分』双方の均等割が引き上げられるだけで、被保険者一人あたり年間 5,000円のアップ。4人世帯では一気に2万円ものアップとなる。これに「所得割額」のアップが加わり、夫婦ともに40歳以上であれば『介護分』の「均等割額」が夫婦で年間1万1,400円、さらに加わってくるという事態になる。景気低迷のなか、国保加入世帯の収入が増える見込みはない。なのに国保税のアップとなれば、家計に占める国保税の負担割合は一気に増加。これに4月からの消費税の増税が家計を襲うこととなり、国保加入世帯全体が悲鳴をあげるのは火を見るよりも明らか。

■ 2年前にも大幅値上げをしたばかり

国保税は2012年度に『医療分』で34.63%の引上げが行なわれ、被保険者一人平均1万5,100円の増税となった。今回の値上げは2年前に引き上げたばかりであることから、市民の間からは「この前、上げたばかりなのに、また上げるのか！」の怒りの声がいたるところから聞かれている。

2000年度以降の国保税改定概要									
年度	応能割		応益割		限度額	備考	被保険者一人平均の値上げ額(年間)		
	所得割	資産割	均等割	平等割					
値上げ前の税額	4.4%	20.0%	10,800円	6,000円	50万円	法定限度額53万円			
2000年度	医療分	4.5%	18.0%	13,200円	6,600円	52万円	介護保険制度スタート	3,136円	
	介護分	0.7%		5,900円		7万円			法定限度額7万円
2001年度	医療分						(若干の影響)		
	介護分	0.92%							
2004年度	医療分	4.9%	16.0%	15,800円		53万円	5,557円		
	介護分	0.96%		7,000円		8万円		法定限度額8万円(2003年度～)	
2006年度	医療分	5.17%	15.0%	20,000円			6,045円		
	介護分	1.10%		10,300円				法定限度額9万円	
2008年度	医療分	3.51%		7,000円		41万円	後期高齢者医療保険制度スタート	(影響なし)	
	支援分	1.66%		13,000円		12万円			法定限度額12万円
	介護分								
2011年度	医療分					46万円	法定限度額51万円	(若干の影響)	
	支援分					13万円			法定限度額14万円
	介護分					10万円			法定限度額12万円
2012年度	医療分	4.50%		17,000円		50万円	1万5,100円		
	支援分								
	介護分								
2013年度	医療分					51万円	(若干の影響)		
	支援分					14万円			
	介護分					12万円			
2014年度(案)	医療分	4.80%	7.5%	21,000円			9,530円		
	支援分	1.95%		14,000円					
	介護分	1.90%		16,000円					

小金井市の国保税の収入率は、現年課税分は横ばいもしくは微増。しかし滞納繰越分は年々、低下傾向にある。つまり、なんとか現年課税分は納めようと努力できたにしても、滞納繰越分まではとても手が出ないという現実があるということを表している。

国保税の収入率					
年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
現年課税分	89.8%	89.2%	89.4%	90.3%	90.1%
滞納繰越分	18.3%	18.1%	18.0%	17.5%	15.7%
合計	73.2%	72.4%	71.2%	71.6%	73.4%

■低所得者対策の軽減措置はあるが…

厚生労働省は現在、国保の保険料の均等割の5割と2割軽減の対象を広げることなどを内容とする方針案を社会保障審議会医療保険部会に示しており、来年4月から実施に移される方向。この措置によって5割軽減は単身世帯も対象となり、5割・2割の軽減措置の対象となる世帯の年収上限額も2割軽減は223万円から266万円へ、5割軽減は147万円から178万円へと拡大、全国的には新たに400万人が負担軽減になるとみられている。しかし、このような措置がとられたにしても、納付しきれずに滞納せざるを得ない世帯が増加することは間違いなく起きる。

法律で規定。市役所が計算し、軽減した額で納税請求						小金井市で規定。申請方式					
国保税の軽減世帯数						国保税の減免件数（世帯ではない）					
		7割軽減	5割軽減	2割軽減	合計	課税対象世帯	災害	生活困難	旧被扶養者	その他	計
医療分	軽減世帯数	4,312	406	1,519	6,237	18,266世帯	5	69	164	0	238
	課税世帯比	23.6%	2.2%	8.3%	34.1%						
介護分	軽減世帯数	1,793	264	730	2,787	8,592世帯	2012年度 東日本大震災の被災者				
	課税世帯比	20.9%	3.1%	8.5%	32.4%						

■値上げを抑えるための日本共産党の提案

その1 / 市財源の投入を

今回の値上げ案は、まちがいなく暮らしを直撃し、生活を根底から破壊するものとなる。消費税の増税も重なり、滞納世帯が増加することは疑いのないところ。よって、どのようにして国保税の値上げを抑え、市民の負担を減らしていくか——このことを真剣に考え練っていくことが、小金井市にも市議会にも課せられている。

まず必要なことは、小金井市が財源を投入すること。このことを述べると、「国保に加入していない市民の税金を使うことになり、公平性に欠ける」との意見が自民党や公明党から出てくる。しかし、その考え方は以下の点からも改めるべき。

国民健康保険を法令で規定する国民健康保険法は、国保を公的医療保険のなかで唯一、その目的のなかに「社会保障」と明記（第1条）しており（「相互扶助」ではない！）、このことが、国民健康保険が皆保険制度を根底で支えるセーフティネットとしての役割を果たすものとされている。

「社会保障制度」である国民健康保険は、被保険者の保険税や国や都の補助金（交付金、負担金）のみで対応するのではなく、社会保障制度が機能するように、つまりは保険税が払えないほどに高すぎる事態となっている国保税額を引き下げのために、市が財源を投入してセーフティネットとしての役割を維持させることが、法律の目的に合致したやり方。

値上げ案を検討した小金井市の国保運営協議会の資料によると、来年度・2014年度の国保会計の当初予算見込額では、小金井市からの財源補てんとされる「その他一般会計繰入金」は2012年度決算額よりも1億円以上、少なくされている。このことが、今回の2億6,800万円余の値上げ額につながるものとなっている。2012年度は被保険者一人平均1万5,100円の増税が実施された年であり、その時には9億8,900万円の財源補てんをしながら、今回、値上げを予定する2014年度はその時よりも1億円も少なくするというのは、問題がある。

その他一般会計繰入金						
2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
434,500,000円	800,000,000円	885,316,000円	850,313,000円	989,000,000円	885,000,000円	885,316,000円
▲29.92%	84.12%	10.66%	▲3.95%	16.31%	▲10.52%	0.04%
対前年度伸び率				当初予算額		当初予算見込額
				大幅値上げを行なった年度		

その2 / 健診事業の充実を

国保税の引上げを抑える2つ目の方策としては、特定健診や健診事業の充実を行ない、早期発見・早期治療を施すことによって病気の重症化を防ぎ、医療機関への市負担分の増加を抑えていくこと。日本人の死亡率で最も多いガンの早期発見・早期治療を

促進するためにも、健診事業の充実・拡大は国保会計の財政負担を軽減するうえでも欠かせないものとなる。

日本共産党市議団はこの間、大腸ガン検診の実施期間延長や前立腺ガン検診の実施、健康づくり事業の充実、インフルエンザ予防接種の低所得者・子育て世代・妊婦などへの公費助成を求めているが、いまこそ、これらの施策を推進すべき。まちがっても、第3次行財政改革大綱で述べるような特定健診・健診事業の有料化は行なうべきではない。

特定健康診査・特定保健指導実施状況（40歳～74歳の国保加入者対象）						
特定健康診査			特定保健指導			
対象者数	受診者数	受診率	支援区分	対象者数	初回面談利用者	利用率
18,460人	9,527人	51.6%	動機付け支援	678人	130人	19.2%
			積極的支援	284人	36人	12.7%

三多摩地域では第3位の受診率 2012年度

その3 / 国に負担割合のアップを求めよ

いま、全国各地で小金井市と同様に、国保税の値上げが相次いでいる。いずれも国保会計の運営が厳しくなっているのが理由。ではなぜ、このような事態になっているのか。最大の理由は、地方自治体が行なう国保事業に対して国が負担割合を引き下げてきたことにある。国保事業の財源は、国から地方自治体に支出される負担金と交付金、東京都からの交付金、国保事業への当該自治体からの支出金、そして加入者が支払う保険税によって賄われている。中心は、国からの補助金(交付金、負担金)と各自治体の財源(支出金)、加入者の保険税となる。

国はかつて、国保事業における総医療費(被保険者がかかった医療費の総額)の45%を、補助金として各自治体に支出していた。ところが国は「行政改革」の名のもとに1984年に国民健康保険法の改悪を行ない、給付費に対する国庫補助を引き下げ、それを皮切りに、政府は国保に対する国の責任をつぎつぎと後退させてきた。その結果、国保会計の総収入に占める国庫補助の割合は、1984年度の49.8%から2010年度は25.6%に半減。そのため、減らされた分を自治体からの財源補てんと国保税の値上げで対応せざるをえなくなった。

国民健康保険は、医療費が高く所得の低い高齢者や、非正規雇用労働者、失業者などの低所得者の占める割合が高く、保険税の納付が困難であるなど、構造的な問題がある。こうした課題には、国民皆保険制度を守るという観点から、国が責任をもって解決策を講じることが必要。

しかし、国保加入世帯の平均所得が低下しているにもかかわらず国保税はアップするというのでは負担のみが増え、国保会計も自転車操業的になり、何の解決にもならない。悪循環を繰り返すだけとなる。しかも本来、国からの調整交付金が9%もらえることになっているのに対して、小金井市は被保険者の平均所得が全国平均よりも高いという理由から、国からの調整交付金はほとんど来ていない。「国保税5割、公費5割」とよく言われるが、小金井市においては、公費は4割そこそこでしかないというのが実態。この根本的な問題を解決しない限り、国保税滞納者や無保険者の増加は避けられないものとなる。

<table border="0"> <tr> <td>国庫負担金</td> <td style="text-align: right;">32%</td> </tr> <tr> <td>国庫調整交付金</td> <td style="text-align: right;">9%</td> </tr> <tr> <td>都調整交付金</td> <td style="text-align: right;">9%</td> </tr> </table>	国庫負担金	32%	国庫調整交付金	9%	都調整交付金	9%	※最近まで国庫負担金は34%だった。32%に下がったかわりに都調整交付金が7%から9%に引き上げられた。
国庫負担金	32%						
国庫調整交付金	9%						
都調整交付金	9%						

「国保税5割、公費5割」というならば、国に対して「公費5割」に見合うよう、1984年の国民健康保険法の改悪以降、段階的に下げられてきている給付費に対する国庫負担率を、引き上げるよう求めるべき。そうすれば、国保税の引上げを抑えることは可能。

その4 / 口座振替やコンビニ納付のPRを

国保税は、納付書による支払いと年金からの天引き、口座引落しでの納付がある。年金からの天引きは、年金支給額が年間18万円以上が対象ということから、年金受給者はほとんどの人が天引きとなる。一方、口座引落しは市役所への申請によって手続きが行なわれ、それ以外は納付書による支払いとなる。

納付の仕方は本来、個人の自由だが、納付のし忘れによる滞納を防ぐという面からも口座振替をいっそうPRするとともに、金融機関よりもコンビニでの納付の方がしやすいという方に対しては、コンビニ納付のPRもすすめるべきと考える。

[2013年4月時点]

<table border="0"> <tr> <td>納付書支払い</td> <td style="text-align: right;">11,085世帯(6割)</td> </tr> <tr> <td>年金天引き</td> <td style="text-align: right;">1,817世帯(1割)</td> </tr> <tr> <td>口座振替</td> <td style="text-align: right;">5,560世帯(3割)</td> </tr> </table>	納付書支払い	11,085世帯(6割)	年金天引き	1,817世帯(1割)	口座振替	5,560世帯(3割)	<table border="0"> <tr> <td>金融機関窓口での支払い</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;"> 9,536件(納付書支払いの3分の1) </td> </tr> <tr> <td>コンビニ(市内38店舗)での支払い</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">2013年9月末 「世帯」ではない</p>	金融機関窓口での支払い	9,536件(納付書支払いの3分の1)	コンビニ(市内38店舗)での支払い
納付書支払い	11,085世帯(6割)									
年金天引き	1,817世帯(1割)									
口座振替	5,560世帯(3割)									
金融機関窓口での支払い	9,536件(納付書支払いの3分の1)									
コンビニ(市内38店舗)での支払い										

以上の点をすすめながら、国保税の値上げはなんとしても取りやめるべき。

以上。